



安全・適正就業だより

第 26 号
平成28年5月20日

☆☆

巡回視察報告

・・・事故0を目指して。

○4月4日（月）、しだれ桜関係の案内業務を視察しました。



秩父市荒川上田野、「清雲寺」のしだれ桜見物の観光客案内として2名の会員が就業していました。樹齢約600年といわれる花はピークを少し過ぎていましたが、遅れて咲くピンクの花が咲き始め、大勢の人で賑わっていました。



○5月2日（月）、芝桜入場券販売班の就業を視察しました。券売所は、中央口・



菖蒲田口・宇根口の3か所あり、再入場担当を含め合計で42人の会員が交代で就業していました。多い時には入場者が合計で1万人を超える事もありピーク

時は忙しく、中には「駐車場でお金を払ってまた入園料をとるのか・・・」、などのクレームもあって大変ですと話していました。

また、窓口に出る時、「いらっしゃいませ」・「有り難うございます」の他に何か一言、例えば暑さ寒さのことでもいいから付け加えることが大切です。「ごゆっくり見てください」と声を掛けられたお客様の顔を横で見っていたら、軽くにっこりしていました。別の会員さんは、「今日来てくれたお客様に、また来てみたいと思って帰ってもらえる様に、気持ちをこめて・心のこもった言葉で話している」と言っていました。実際に見ていて、途切れる事のないお客様に対し、明るい笑顔で、言葉はハッキリと、時には流暢な英語を交えて丁寧に正確に対応していました。

安全面では、現金を扱うので、特に正確な金額でもらうこと、正確なお釣りを返すこと、そして、入場券を正確に渡すことに注意していると話していました。



現金の保管場所が、券売している人とお客様の距離が窓ガラス一枚（約10センチ）であり、簡単に手が届き危険なので外側にテーブルを一列



置くなどの安全対策が必要であると思いました。

「偽装請負」について

発注者と受託者との間で「請負」で契約されているのに、実際は発注者から日常的に指揮・命令を受けて就業していたり、発注者の従業員に混じって作業をしていたり、出退勤・勤務時間の管理をしているなどの行為は「偽装請負」となり、法律違反行為として厳しい行政指導を受けます。

事例の多くが労災事故の発生に起因し、労災事故の調査と併せて就業状況の調査が行われ、その結果、発注者から指揮・命令を受けて就業していたなど雇用関係と判断された場合は、労働局から是正指導が行われています。指導は、是正指導書・是正勧告書・指導票によって行われ、違反の内容と根拠、改善方法・改善期限などが記載されています。

かねてより、小中学校や保育所等の用務業務は指揮・命令を前提としていると誤解されやすく、実際の現場でも発注者から指揮・命令を受けやすくなっていることなどから、埼玉県シルバー連合の指導により、仕様書を整理し、請負の形態で受注しています。今後は請負から派遣に切り替えるように指導されています。

秩父市シルバー人材センターでは、派遣に切り替えてもらうよう市と交渉しましたが成立に至りませんでした。そこで、引き続き請負で仕事ができるよう、平成28年度から内閣府公共サービス改革推進室による地方公共団体の適正な請負（受託）事業推進のための手引きに基づく、施設管理業務責任者が設置され、週に1回学校や保育所を訪問し、学校・保育所と会員との間に入り両者の連絡調整を行っています。



○労働基準法 第6条（中間搾取の排除）

「何人も、法律に基づいて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を上げてはならない。」

「違反の例」 請負の実態が雇用と判断されたことにより、配分金が賃金とみなされ、事務費の徴収が「他人の就業に介入して利益を得ていたこと」当たると判断され、違法とされた。

○労働基準法 第5条（一般労働者派遣事業の許可）

「一般労働者派遣事業を行なおうとする者は、厚生労働省の許可を得なければならない。」

「違反の例」 請負の実態が派遣と判断されたことにより、派遣の届が行われていないセンターは無許可派遣となった。

○職業安定法 第44条（労働者供給事業の禁止）

「何人も、・・・労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行うものから供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。」

「違反の例」 請負と称しながら、雇用関係にない労働者を発注者の指揮命令の下に労働させていたことは、請負ではなく労働者の提供をしていたことと判断され、労働者供給事業の禁止違反と判断された。

参考資料 安全・適正就業の手引き（全シ協事業協会発行）